

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業

入札説明書

令和7年7月10日

(令和7年9月19日修正)

姫 路 市

目 次

1. 入札説明書等の位置付け	1
2. 事業の目的及び内容	1
2.1. 本事業の背景及び目的	1
2.2. 本事業のコンセプト及び基本方針	3
2.3. 事業内容に関する事項	4
(1) 事業名称	4
(2) 公共施設等の管理者の名称	4
(3) 事業予定地の立地並びに規模及び配置に関する事項	4
(4) 事業の概要	5
(5) 事業方式	9
(6) 事業期間	9
(7) 選定事業者の収入	9
(8) 選定事業者が負担する支出	10
(9) 行政事務施設の維持管理業務の取り扱い	11
(10) 本事業に関連する法令等の遵守	11
(11) 事業スケジュール（予定）	11
3. 入札者の備えるべき要件等	12
3.1. 入札者の構成	12
3.2. 入札者の参加資格要件	12
(1) 共通の参加資格要件	12
(2) 各業務実施企業の参加資格要件	14
3.3. 入札者の参加資格要件確認基準日	17
3.4. 参加資格要件確認基準日以後の取扱い	17
3.5. 代表企業、構成企業の変更	18
4. 入札手続き等	19
4.1. 選定事業者の募集及び選定方法	19
4.2. 選定事業者の募集及び選定手順	19
(1) 募集及び選定スケジュール	19
(2) 選定事業者募集手続等	20
5. 入札書類の審査	26
5.1. 審査に関する基本的な考え方	26
5.2. 落札者の決定方法	26
5.3. 落札者の決定及び公表	26
5.4. 審査結果及び評価の公表方法	26
5.5. その他	26

6. 契約に関する事項	27
6.1. 選定事業者との契約手続き	27
6.2. 指定管理者の指定	28
6.3. 選定事業者の契約上の地位	28
6.4. その他	28
(1) 総価契約単価合意方式	28
(2) 共同企業体について	29
7. 市による実施状況の監視	30
7.1. 提供されるサービスの水準	30
7.2. 選定事業者による品質の確保	30
7.3. 市によるモニタリングの実施	30
7.4. モニタリング結果に対する措置	30
8. 法制度上及び税制度上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	31
8.1. 法制上及び財政上の措置	31
8.2. 財政上及び金融上の支援	31
9. その他	32
9.1. 参加に伴う費用	32

1. 入札説明書等の位置付け

「(仮称)道の駅姫路」整備及び運営事業入札説明書(以下「入札説明書」という。)は、姫路市(以下「市」という。)が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に準じ、特定事業として選定した「(仮称)道の駅姫路」整備及び運営事業(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者(以下「選定事業者」という。)を総合評価落札方式による制限付一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)を対象に配布するものである。

また、入札説明書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、姫路市契約規則(昭和62年4月11日規則第29号。以下「契約規則」という。)及び本事業の調達に係る入札公告に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札者は、入札説明書及び入札説明書に合わせて配布する以下の資料(以下「入札説明書等」という。)の内容を踏まえ、参加に必要な書類を提出すること。

- ・添付資料1：要求水準書
- ・添付資料2：落札者決定基準
- ・添付資料3：様式集及び記載要領
- ・添付資料4：サービス対価の算定、支払い及び改定方法
- ・添付資料5：モニタリング計画
- ・添付資料6：基本協定書(案)
- ・添付資料7：基本契約書(案)
- ・添付資料8：設計業務委託契約書(案)
- ・添付資料9：建設工事請負契約書(案)
- ・添付資料10：指定管理者基本協定書(案)

2. 事業の目的及び内容

2.1. 本事業の背景及び目的

市では、世界遺産・国宝姫路城を中心に国内外から多くの観光客を迎えており、来訪手段の約7割が自動車であることから、車利用者の休憩機能や観光情報発信機能を有する道の駅の整備が求められる状況にある。

このため、市は、単なる休憩施設にとどまらず、地元産品の買い物や飲食を楽しむことに加え、利便性・魅力向上機能や交流機能を併せ持った道の駅の整備を目指すものとし、「播磨の実力(みりよく)にあふれ、世代・地域を越えた交流を生み出す道の駅」というコンセプトに基づき、「(仮称)道の駅姫路」(以下「本道の駅」という。)整備を推進している。

また、本道の駅を、地域防災計画に広域防災拠点として位置づける予定であり、大規模災害等の発生直後から、物資拠点となる手柄山平和公園と連携し、応急活動要員（自衛隊、警察、消防等）の一次集結、連絡等を行うことができる集結拠点として活用することとしている。

本事業は、このような道の駅をより効率的、効果的に整備するため、民間の持つ技術的能力や経営能力等を活用することとし、官民協働により創意工夫を図ることで、道の駅がにぎわいのあふれる空間となり、活力ある地域づくりを目指すものである。

なお、本事業は、道路管理者である兵庫県（以下「県」という。）と市が協力し、一体型として道の駅の整備及び運営を行う事業であり、今後、県が所有する道路休憩施設の設置及び維持管理について、市と県で協定を締結する予定である。

2.2. 本事業のコンセプト及び基本方針

本事業のコンセプト及び基本方針は、以下に示すとおりである。



2.3. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

地域振興施設等

姫路市長 清元 秀泰

道路休憩施設

兵庫県知事 齋藤 元彦

(3) 事業予定地の立地並びに規模及び配置に関する事項

事業予定地の立地条件は、表 2-1 のとおりである。

表 2-1 事業予定地に関する事項

項 目		概 要
所 在 地		姫路市飾東町豊国
面 積		約 32,100 m ² (図上計測)
主な土地利用		田・畑
法 規 制		市街化調整区域、河川区域、河川保全区域
地 形		敷地内高低差 1m 前後
		西側道路との高低差約 1m
		天川堤防との高低差約 2.5m
西側道路	名 称	国道 372 号 (県管理)
	幅 員	16.5m
	交通量	17,744 台/日 (24 時間交通量) 小型車 16,426 台/日 大型車 1,318 台/日 (※1)
南 側 道 路		市道谷外 89 号線/幅員 4.10~8.50m
東 側 道 路		市道谷外 74 号線/幅員 4.80~7.00m
東 側 河 川		二級河川天川
その他条件		洪水浸水想定区域: 0.5~3.0m 未満の区域 (※2)
		家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) (※2)
		家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)
土地の取得に関する事項		事業予定地の地目は田畑であり、令和 7 年度中に県及び市が用地を取得する予定である。

※1 令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査に基づく。

※2 本道の駅敷地は、洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) が含まれるため盛土による対策を講じること。



図 2-1 事業予定地の概況

(4) 事業の概要

ア. 事業区域

道路休憩施設及び地域振興施設の事業区域は、表 2-2 のとおりである。

表 2-2 本事業の事業区域

区域区分	所有者	整備内容	面積
道路休憩施設敷地	県	道路休憩施設を設置	約 5,900 m ²
地域振興施設敷地	市	地域振興施設を設置	約 22,300 m ²
市道谷外 89 号線道路敷地	市	現道を拡幅	約 1,900 m ²
市道谷外 74 号線道路敷地	市	現道を舗装修繕	約 1,200 m ²
河川（付替）敷地	市	豊国南川の付替	約 700 m ²
周辺排水	県・市	水路等の改修	約 100 m ²

※ 面積は、図上求積による。

イ. 対象施設

対象施設の施設区分及び整備内容は、表 2-3 のとおりである。

表 2-3 施設区分及び整備内容

施設区分			整備内容
道の駅	道路休憩施設	建築施設	24 時間トイレ、休憩施設、道路情報提供施設、その他
		屋外施設	駐車場、屋外附帯施設等、防災施設
		造成	造成
	地域振興施設	建築施設	物販施設、飲食施設、バックルーム、行政事務施設※2、多目的室、防災施設、地域情報提供施設、屋内こども遊び場、トイレ、共用部
		屋外施設	駐車場、屋外附帯施設等、屋外こども遊び場、防災施設
		造成	造成
市道谷外 89 号線		車道拡幅、舗装修繕	
市道谷外 74 号線		舗装修繕	
普通河川豊国南川※1		河川付替	
周辺排水		水路改修等	

※1 現在、事業予定地の中心付近に位置している豊国南川は、本道の駅敷地と国道 372 号及び市道谷外 89 号線との間に付替を行う。

※2 地域振興施設内に整備する施設のうち、行政事務施設の現時点での概要は、以下のとおりであるが、事業期間中の社会情勢により行政事務施設の業務内容が変更となる場合がある。

《行政窓口出張所》

業務の概要	行政窓口業務（証明書の交付、住民異動届、マイナンバーカード関連ほか各種届出、申請の受付）
窓口受付時間	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで （土曜日・日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは閉庁）
配置予定職員数	2 名

《地域包括支援センター》

業務の概要	介護予防支援及び包括的支援業務（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）
窓口受付時間	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで （土曜日・日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは閉庁）
配置予定職員数	6 名

ウ. 対象業務

市との契約に基づき、本事業を実施する選定事業者は、本事業に関して、関係する法令（条例を含む）を遵守し、以下の業務を行う。各業務には、当該業務の実施に必要な調査、申請、届出その他の行政手続き、事業を円滑に実施するための調整の一切の業務を含むものとする。

なお、工事監理は本事業には含まず、市が実施する。

各業務の詳細については、表 2-4 に示す。

（ア） 統括管理業務

事業全体の統括、地元調整、定例会議開催・運営、財務報告、セルフモニタリングの実施

（イ） 設計業務

各種調査、造成実施設計及び道路詳細設計、建築基本設計、建築実施設計、各種申請等

（ウ） 建設業務

建設工事、備品等調達・設置

（エ） 維持管理・運営業務

開業準備、維持管理、運営

表 2-4 選定事業者の業務範囲及び対象施設

業務分類		業務項目	内容	道路休憩施設	地域振興施設	市道谷外89・74、河川
統括管理業務	①	事業全体の統括	業務の全体管理・調整	○	○	○
	②	地元調整	地元説明、意見交換等	○	○	○
	③	定例会議開催・運営	構成企業等による会議の運営	○	○	○
	④	財務報告	事業収支等のとりまとめ・報告	—	○	—
	⑤	セルフモニタリングの実施	セルフモニタリングの計画及び実施結果のとりまとめ・報告	○	○	○
設計業務	①	各種調査	提案に伴い必要となる補足調査等	○	○	○
	②	造成実施設計及び道路詳細設計	造成実施設計（調整池、河川付替等の設計を含む）、市道の詳細設計	○	○	○
	③	建築基本設計	建築施設の基本設計	○	○	—
	④	建築実施設計	建築施設の実施設計	○	○	—
	⑤	各種申請等	建築確認申請等、各種業務実施に必要な手続	○	○	○
建設業務	①	建設工事	土木工事及び建築工事	○	○	○
	②	備品等調達・設置	什器備品の調達・設置	○	○	—
維持管理運営業務	開業準備業務	①	開業準備	—	○	—
		①	建築物点検保守管理	—	○	—
	維持管理業務	②	建築設備等点検保守管理	—	○	—
		③	什器・備品等点検保守	—	○	—
		④	屋外施設維持管理	—	○	—
		⑤	清掃	—	○	—
		⑥	修繕・更新	—	○	—
		⑦	安全管理・警備	—	○	—
	運営業務	①	物販施設運営	—	○	—
		②	飲食施設運営	—	○	—
		③	観光・魅力発信	—	○	—
		④	多目的室運営	—	○	—
		⑤	屋内こども遊び場運営	—	○	—
		⑥	屋外こども遊び場運営	—	○	—
		⑦	道の駅運営管理	—	○	—
		⑧	自主事業	—	○	—

○：選定事業者が実施する対象業務

—：対象外

エ. 関連事業

本事業に関連する事業として、県が国道 372 号の改良を本事業の建設業務と同時期に行う予定である。

(5) 事業方式

本事業は、PFI 法に準じて実施するものとする。施設整備に係る資金調達は市が行い、選定事業者が設計・建設・維持管理・運営業務を行う DBO (Design Build Operate) 方式により実施する。

地域振興施設は、選定事業者が整備した後、市に施設を引き渡す。当該施設は、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設として設置することとしており、当該施設の維持管理運営に当たっては、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経た上で、指定管理者の指定を行う予定である。

また、公の施設の利用に係る料金について、当該指定管理者の収入として収受させる「利用料金制」を導入し、選定事業者は、当該利用料金収入を維持管理に要する費用へ充当する。

道路休憩施設は、地域振興施設と一体で整備した後、市を通じて県に施設を引き渡す。維持管理の方法については、県と市との間で締結する維持管理に関する協定の内容に基づき決定するが、道路休憩施設の維持管理業務については、本事業とは別で実施するため、本事業の対象外となる。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、本事業にかかる基本契約の締結日より令和 26 年 3 月 31 日までとする。

(7) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下に示すものから構成される。なお、地域振興施設（行政事務施設を除く）の維持管理業務及び運営業務の実施に必要な費用は、本事業における選定事業者の収入を充当するものとし、市は、指定管理料の支払いを行わない。

ア. 施設整備期間の収入

(ア) 設計業務の対価

市は、選定事業者に対し、設計業務に係る対価として、設計業務委託契約に定める額を支払う。具体的な支払い方法は、添付資料 4「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」に示す。

(イ) 建設業務の対価

市は、選定事業者に対し、建設業務に係る対価として、建設工事請負契約に定める額を

支払う。具体的な支払い方法は、添付資料4「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」に示す。

イ. 開業準備期間の収入

開業準備業務の多くは選定事業者が収入を得るに当たり必要となる取り組みになっていることから、市は、開業準備業務に係る費用の支払いを行わないものとする。ただし、開業準備業務のうち市が必要と認めた業務に係る対価についてはこの限りでない。具体的な支払い方法は、添付資料4「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」に示す。

ウ. 維持管理・運営期間の収入

(ア) 地域振興施設（物販施設及び飲食施設）の運営で得られる収入

選定事業者は、地域振興施設（物販施設及び飲食施設）を運営することで得られる収入（物販施設及び飲食施設の営業により得られる収入のほか、テナントから徴収する賃料（利用料金）含む。以下同じ。）を自らの収入とすることができる。

(イ) 地域振興施設（多目的室、フリースペース、共用部及び事業者の提案による施設）の利用料金収入

地域振興施設のうち、利用料金制度に基づき利用料金を得ることができる多目的室、フリースペース、共用部及び事業者の提案による施設については、そこで得られた利用料金が選定事業者の収入となる。

(ウ) 自主事業を実施することで得られる収入

選定事業者は、自主事業により得られる売上を自らの収入とすることができる。

(8) 選定事業者が負担する支出

(ア) 地域振興施設（行政事務施設を除く）の維持管理及び運営に係る支出

選定事業者は、地域振興施設（行政事務施設を除く）の統括管理、維持管理及び運営に係る費用を支出する。

(イ) 市へ支払う納付金

選定事業者は、地域振興施設（物販施設及び飲食施設）を運営することで得られる収入（売上又は利益）及び地域振興施設（多目的室、フリースペース、共用部及び事業者の提案による施設）を貸し出すことで得られる利用料金収入（売上又は利益）並びに自主事業を実施することで得られる収入（売上又は利益）の一部から納付金を市へ支払う。納付金の料率は、選定事業者からの提案によるものとする。

(9) 行政事務施設の維持管理業務の取り扱い

行政事務施設の維持管理業務は本事業には含まない。ただし、維持管理業務のうち、建築物点検保守管理、建築設備等点検保守管理、屋外施設維持管理（行政窓口出張所及び地域包括支援センター職員の駐車場に限る。）、修繕・更新（長期修繕計画に係るものに限る。）、安全管理・警備については、選定事業者と協議の上で、本事業とは別で実施するものとする。

(10) 本事業に関連する法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、関係法令等（法律、政令、省令等）、県及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令、要綱等）並びに各種基準等を遵守すること。

(11) 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、図 2-2 のとおりである。

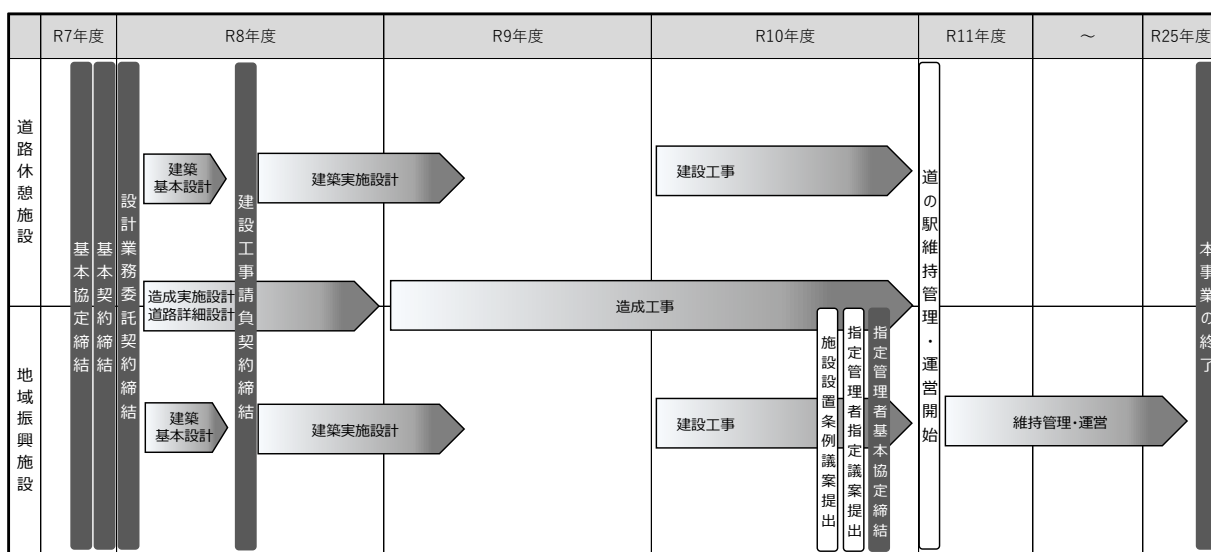


図 2-2 事業スケジュール（予定）

3. 入札者の備えるべき要件等

3.1. 入札者の構成

入札者は、必要な資金の確保を自ら行い、参加資格要件を満たす法人で構成されるグループとして参加すること。

入札者を構成する各企業を「構成企業」とし、本事業に係る契約の当事者となるものとする。各業務は構成企業が市から請負い、又は受託するものとする。

構成企業のうち、入札者を代表する企業を「代表企業」とし、代表企業は以下の要件を満たすこととする。

- ・入札手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成されるグループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知の受理等については、原則として全て代表企業が行うこと。
- ・統括管理業務を行うこと。
- ・電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた認定認証事業者が発行したもので、業者登録名簿に登録された代表者（委任先を設けている場合は受任者）の名義で取得したものをいう。以下同じ。）を格納した I C カードで、入札書の提出期間において有効なものを取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）に登録している者。

3.2. 入札者の参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

公告日から落札者の決定の日までの間において、次の全てに該当する者。

- i. 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）に該当しない者であること。
- ii. 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める排除対象業者に該当しない者であること。
- iii. 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号。以下「告示第 408 号」という。）第 5 項の規定により業者登録名簿に登録されていること。
- iv. 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定、以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- v. 指名停止等措置要綱に定める指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- vi. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定に基づく破産申立てがなされていない者であること。
- vii. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更

生手続開始の申立てを含む。以下同じ。) がなされていない者であること。

- viii. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ix. 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- x. 本事業に係る入札における他のグループの各構成員との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(4) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

- a 組合とその組合員
- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- xi. 構成企業は、2 以上のグループの構成企業になることはできない。ただし、市が選定事業者との基本契約締結後、選定されなかったグループの構成企業が、選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- xii. 市が設置する「(仮称) 道の駅姫路整備運営事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員が所属する組織又はその組織との資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、選定事業者の選定に関して自己に有利になることを目的として委員と接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。
- xiii. 本事業に係る「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業に係る事業者選定支援等アドバイザー業務委託に関与している次の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - a. 国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿2-21-1（新宿フロントタワー）
 - b. はぜのき法律事務所 東京都中央区築地2-3-4（メトロシティ築地新富町601号）
 - c. 株式会社桂設計 宮城県仙台市太白区あすと長町3-2-29

(2) 各業務実施企業の参加資格要件

設計、建設、維持管理及び運営の各業務を担当する者は、公告日から落札者の決定の日までの間において、それぞれ以下の要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができる。

ア. 設計業務を担当する企業の参加資格要件

(ア) 建築設計を行う企業

建築に関する設計業務を行う企業は、1 者とし、以下の要件を全て満たしていること。

- i. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ii. 告示第 408 号第 5 項の規定により建築コンサルタントの業種について業者登録名簿に登録されていること。
- iii. 競争入札の参加者の格付基準等について（令和 7 年姫路市告示第 165 号。以下「告示第 165 号」という。）第 2 項に規定する建築コンサルタントの格付が A ランクであること。
- iv. 告示第 408 号第 9 項に規定する格付の有効期間において、同告示第 4 項第 2 号ケに規定する経営規模総括表における建築コンサルタント業種の年間平均実績高が、8 千万円以上であること。
- v. 平成 27 年 4 月 1 日以降に完了した、一の建築物において、その延床面積が 1,500 ㎡以上の新築又は改築の実施設計の履行実績を元請として有する者。

(イ) 土木設計を行う企業

土木に関する設計業務を行う企業は、1 者とし、以下の要件を全て満たしていること。

- i. 告示第 408 号第 5 項の規定により「土木コンサルタント」の業種及び「都市計画及び地方計画」の詳細業種について業者登録名簿に登録されていること。
- ii. 告示第 165 号第 2 項に規定する土木コンサルタントの格付が A ランクであること。
- iii. 告示第 408 号第 9 項に規定する格付の有効期間において、同告示第 4 項第 2 号ケに規定する経営規模総括表における土木コンサルタント業種の年間平均実績高が、5 千万円以上であること。

イ. 建設業務を担当する企業の参加資格要件

建設業務は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とし、次の全ての要件を満たしていること。

- i. 建築工事及び土木工事の業種において競争入札に参加する資格を有している者
- ii. 建築一式工事及び土木一式工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項の特定建設業の許可を受けている者

- iii. 本建設業務に配置できる専任の監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。）を有する者。ただし、監理技術者においては、常勤の自社工員であり、かつ、入札参加資格審査書類の受付最終日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。なお、本建設業務は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
- iv. 公告日において有効な建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に定める様式第 25 号の 15（以下「経営事項審査結果通知書」という。「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっていること。）の写しを提出できる者。ただし、提出された経営事項審査結果通知書が基本契約締結予定日又は建設工事請負契約締結予定日において有効でない場合は、別途市が指示する日までに有効な経営事項審査結果通知書の写しを提出すること。
- v. 共同企業体に関する要件
 - a. 共同企業体の構成員は 2 者又は 3 者とし、共同企業体はその構成員の自主結成とする。
 - b. 共同企業体の各構成員の出資割合は、2 者の場合においては 30%、3 者の場合においては 20%を下回ってはならない。
 - c. 共同企業体の構成員は、告示第 408 号第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、i から iv までに掲げる全ての要件を満たす者であること。
- vi. 共同企業体の代表者に関する要件
 - a. 出資の割合が共同企業体の構成員中最大であること。
 - b. 告示第 165 号第 1 項に規定する建築工事及び土木工事の格付が、S ランクであること。
 - c. 令和 7 年度競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、建築一式工事及び土木一式工事の総合評定値が、準市内業者（公告日時点において告示第 408 号第 5 項に規定する業者登録名簿に準市内業者として登録され、市内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ、市に法人市民税を納付している者。以下同じ。）及び市外業者（市内業者（公告日時点において、主たる営業機能を有する本店が市内にある者。以下同じ。）、準市内業者以外の全ての者をいう。）にあっては 1,200 点以上あること。
 - d. 令和 7 年度競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、建築一式工事の完成工事高の 2 年平均又は 3 年平均の実績額が 30 億円以上、かつ、土木一式工事の完成工事高の 2 年平均又は 3 年平均の実績額が 10 億円以上であること。
- vii. 共同企業体の構成員（共同企業体の代表者を除く。）に関する要件
 - a. 市内業者であること。
 - b. 共同企業体の代表者との関係が 3.2(1) x (ア) から (ウ) までのいずれにも該当しない者であること。

- c. 告示第 165 号第 1 項に規定する建築工事及び土木工事の格付が、A ランク以上であること。

ウ. 維持管理業務を担当する企業の参加資格要件

維持管理業務を行う企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- i. 市の業者登録名簿に登録され、役務提供の業種「施設運営管理」のうち詳細業務名称「施設運営管理」において競争入札に参加する資格を有している者であること。
- ii. 平成 27 年 4 月 1 日以降に、延床面積が 1,500 m²以上の道の駅又は物販施設若しくは飲食施設の維持管理業務（建築物又は設備の点検、保守、修繕又は更新のいずれかを含む業務及び施設定期清掃業務をいう。）を公告日時点において連続して 2 年以上実施した履行実績を有する者。なお、業務に係る契約が一の契約でないものについては認めない。ただし、再契約により契約が複数となるもので、再契約の締結日が従前の契約における期間の末日の翌日である場合はこの限りではない。また、道の駅の維持管理業務に係る契約において、一の施設の維持管理業務が複数の契約による場合はこの限りではない。
- iii. 維持管理業務を担当する企業又はその代表者が次の各号のいずれかに該当しないこと。
 - a. 禁錮又は拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - b. 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - c. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - d. 市において地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定を取り消されたことがあり、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - e. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に抵触することとなる者

エ. 開業準備業務及び運営業務を担当する企業の参加資格要件

開業準備業務及び運営業務を行う企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- i. 市の業者登録名簿に登録されていること。
- ii. 平成 27 年 4 月 1 日以降に、道の駅又は高速道路のサービスエリア若しくはパーキングエリアにおける物販施設又は飲食施設において何らかの業務を当該施設管理者（当該施設について地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく管理が行われている場合は当該施設設置者）から直接受託のうえ、業務を公告日時点において連続して 2 年以上実施した履行実績を有する者（PFI 事業で SPC を設立している場合において、当該施設設置者から当該 SPC が業務を直接受託した場合は、当該 SPC から業務を直接受託した構成員を含む）。なお、その業務を指定管理者として受託している場合において、指定期間が継続していないものについては認めない。ただし、再指定等により、再指定等による指定期間の開始日が従前の指定期間満了日の翌日である場合はこの限りではない。また、その業務に係る契約等が一の契約等でないものについては認めない。ただし、再契約等により契約等が複数となるもので、再

契約等の締結日が従前の契約等における期間の末日の翌日である場合はこの限りではない。

- iii. 開業準備業務及び運営業務を行う企業又はその代表者が次の各号のいずれかに該当しないこと。
 - a. 禁錮又は拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - b. 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - c. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - d. 市において地方自治法第244条の2第11項の規定による指定を取り消されたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
 - e. 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触することとなる者

3.3. 入札者の参加資格要件確認基準日

参加資格要件確認基準日は、入札参加資格審査書類の受付最終日とする。

3.4. 参加資格要件確認基準日以後の取扱い

- i 入札参加資格確認基準日以後に行う入札者の構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。
- ii 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札者に属する構成企業が、「3.2. 入札者の参加資格要件」に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合（以下「参加資格要件を満たさなくなった場合」という。）は、当該入札者は、入札参加資格を失うものとする。ただし、当該構成企業が代表企業以外である場合であって、落札決定の前日までに代表企業から構成企業変更の申出を受けたときは、市と協議を行い、当該構成企業の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該構成企業の除外又は変更により入札参加資格を満たし、かつ、提案資料の提出後においては当該提案資料の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られると市が認めた場合は、参加資格を有するものとする。
- iii 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札者に属する構成企業のうち、建設業務を担当する企業が、落札決定までに、3.2. (2)イ. iiiに定める要件を満たす監理技術者の変更を希望する場合は、3.2. (2)イ. iiiに定める要件を満たしていることを確認するための書類を添えて、市に対して申出を行うことができる。この場合において、参加資格要件を満たしていることを市が確認した場合は、監理技術者の変更を認めるものとする。

3.5. 代表企業、構成企業の変更

代表企業の変更は認めない。ただし、業務を円滑に実施するために、設計・建設期間から維持管理・運営期間への移行段階において、市と協議を行った上で、代表企業を他の構成企業に変更することは認めるものとする。この際の代表企業の変更は、市の書面による承諾を条件とする。

構成企業の変更は、原則として認めないものとするが、変更が必要な構成企業が代表企業以外である場合は、市と協議を行い、当該構成企業の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該構成企業の除外又は変更により、市が求める要求水準及び本事業の提案に関する書類（以下「提案書」という。）の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られると市が認めた場合は、変更することができる。

4. 入札手続き等

4.1. 選定事業者の募集及び選定方法

本事業は、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウの活用と、効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、市は、選定事業者を広く公募するものとする。選定事業者の募集及び選定方法は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札により行うものとする。

4.2. 選定事業者の募集及び選定手順

(1) 募集及び選定スケジュール

選定事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、表4-1のとおりである。

表 4-1 募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年7月10日（木）	公告（入札説明書等の公表）
令和7年7月10日（木） ～8月4日（月）	入札説明書等に関する質問の受付
令和7年9月19日（金）	入札説明書等に関する質問への回答の公表
令和7年9月26日（金） ～9月30日（火）	入札参加申込書及び入札参加資格審査書類の受付
令和7年10月6日（月）	入札参加資格審査結果通知
令和7年10月14日（火） ～10月17日（金）	直接対話及び直接対話の議題受付
令和7年10月29日（水） ～10月30日（木）	直接対話の実施
令和7年12月5日（金） ～12月12日（金）	提案書の受付
令和8年1月15日（木） ～1月19日（月）	入札書の受付
令和8年1月下旬	提案書に関する事業者ヒアリング
令和8年2月2日（月）	開札及び落札者の決定
令和8年2月3日（火）	落札者の公表
令和8年2月上旬	基本協定の締結
令和8年2月中旬	基本契約の締結
令和8年4月1日（水）	設計に係る契約の締結
令和8年4月以降	工事に係る仮契約の締結及び契約議案提出
令和11年1月頃	指定管理に係る基本協定の締結

(2) 選定事業者募集手続等

ア. 公告（入札説明書等の公表）

市は、特定事業の選定を踏まえ、令和7年7月10日（木）に、入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

イ. 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

- i 受付期間：令和7年7月10日（木）から8月4日（月）16時まで
- ii 受付方法：質問事項を入札説明書等に関する質問書（様式Ⅰ-1）に記載し、次に示す提出先に電子メールにより提出すること。

提出先 姫路市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）

E-mail keiri_nyusatsu@city.himeji.lg.jp

ウ. 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、質問者の特殊な技術やノウハウに関わり、質問者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると市が判断した内容を除き、令和7年9月19日（金）に市ホームページにおいて公表する。

なお、質問の内容に質問者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

エ. 入札参加申込書及び入札参加資格審査書類の受付

入札参加申込書及び入札参加資格審査書類を、次のとおり受け付ける。なお、提出された書類は返却しない。

（ア）電子入札システムによる申込手続き

入札者は、次の要領で入札参加資格審査書類の提出までに申込みを行うこと。

- i 申込方法：電子入札システムにより送信すること。
- ii 提出書類：競争参加資格確認申請書（電子入札システム内）及び入札参加申込書（様式Ⅳ-1）
- iii 受付期間：令和7年9月26日（金）9時から9月30日（火）16時まで（電子入札システムの運用時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる市の休日。以下同じ。）は終日利用できない。また、電子入札システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。以下同じ。）

（イ）入札参加資格審査書類の受付

入札者は、入札参加資格審査のため、上記（ア）の申込手続きに加え、入札参加資格審査書類を次の要領で提出すること。入札参加資格審査書類の記載要領については、添付

資料 3「様式集及び記載要領」を参照すること。

- i 受付方法：入札参加資格審査に関する提出書類（添付資料 3「様式集及び記載要領」に示す書類）を契約課へ持参すること。
- ii 受付期間：令和 7 年 9 月 26 日（金）9 時から 9 月 30 日（火）16 時まで
受付は、市の休日を除く 9 時から正午まで及び 13 時から 17 時までとし、受付期間の最終日である 9 月 30 日（火）は 16 時を締め切りとする。

オ. 入札参加資格審査結果通知

（ア）入札参加資格審査の結果

入札参加資格の審査結果通知は、申し込みを行った入札者の代表企業に対して、電子入札システムの競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により令和 7 年 10 月 6 日（月）に通知する。

（イ）入札参加資格がないとされた場合の取扱い

入札参加資格がないと認めた者には、確認通知書にその理由を記載する。

入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

- i 受付期限：令和 7 年 10 月 8 日（水）16 時まで
- ii 受付方法：入札参加資格審査に関する説明要求書（様式任意）を契約課へ持参すること。また、提出の際には、返信用封筒（返信先を記載し 590 円分の切手を貼った長形 3 号封筒）を併せて提出すること。
- iii 回答：入札参加資格がないとされた理由は、説明要求書を提出した者に対して、書面の郵送により回答する。（発送日：令和 7 年 10 月 15 日（水））

カ. 直接対話の実施

本事業の趣旨について、入札者の理解促進を図るため、確認通知書で入札参加資格があると認められた入札者との直接対話を実施する。

- i 開催日：令和 7 年 10 月 29 日（水）又は 10 月 30 日（木）
- ii 受付期間：令和 7 年 10 月 14 日（火）から 10 月 17 日（金）16 時まで
- iii 受付方法：直接対話参加申込書（様式Ⅱ-1）及び直接対話に関する質問書（様式Ⅱ-2）に必要事項を記入し、契約課に電子メールにより提出すること。
提出は、入札者の代表企業が行うこと。開催場所、日時及び留意事項は、申し込みを行った入札者の代表企業に連絡する。
- iv 留意事項：直接対話の内容については原則非公表とするが、直接対話の結果、入札者全員に共有すべき情報は公表する。直接対話に参加する入札者にあつては、服装や対話の内容で企業名等が特定されることのないよう留意すること。

キ. 提案書の受付

市は、提案書を次のとおり受け付ける。

(ア) 提案の受付

- i 受付期間：令和 7 年 12 月 5 日（金）から 12 月 12 日（金）16 時まで
受付は、市の休日を除く 9 時から正午まで及び 13 時から 17 時までとし、受付期間の最終日である 12 月 12 日（金）は 16 時を締め切りとする。
- ii 提出方法：提案書は、添付資料 3「様式集及び記載要領」に定めるところにより作成し、添付資料 3「様式集及び記載要領」に定める部数を契約課へ持参の上で提出すること。

(イ) 留意事項

- i 受付期間内に、提案書の提出を行わなかった者は失格とする。
- ii 複数の提案書を提出することは認めない。
- iii 提案書の提出後に提案書を変更することは認めない。
- iv 市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案書の著作権は入札者に帰属する。ただし、本事業の公表その他市が必要と認めるときには、市は、事前に入札者との間で使用可能な範囲について確認・合意の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できることとする。
- v 提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法並びに運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。
- vi 提案書は、正本及び副本を提出（提出部数や作成方法は添付資料 3「様式集及び記載要領」を参照。）すること。なお、正本の表紙には、入札者の各企業名を記載するものとするが、副本には、表紙を含め全ての書類について入札者の各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。

ク. 入札書の受付

(ア) 入札方法等

- i 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札により行う。
- ii 姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成 13 年 1 月 4 日制定）は適用しないもの

とする。

- iii 最低制限価格は設けない。
- iv 入札の方式は、電子入札システムによる電子入札とする。
- v 入札書は、電子入札システム内にある。
- vi 入札者には入札金額内訳書（様式Ⅳ-2）及びサービス対価内訳書（様式Ⅳ-3）の提出を求めるので、必ず添付して送信すること。

（イ）入札書の提出期間

令和8年1月15日（木）9時から1月19日（月）16時まで

（ウ）入札に関する条件等

- i 入札書に必要な事項を入力し、入札金額内訳書（様式Ⅳ-2）及びサービス対価内訳書（様式Ⅳ-3）を添付した上で、電子入札システムにより送信すること。
- ii 郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- iii 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。
- iv 電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- v 入札書に入力する金額は、円単位とすること。
- vi 入札金額その他入力が必要な事項並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに入札書の提出期間内に記録されていること。
- vii 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。
- viii 電子入札に使用するICカードが、電子証明書を格納したものであり、かつ、入札参加資格審査書類に使用した名義人のものであること。ただし、市がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。
- ix 入札保証金は免除する。
- x 契約保証金については、契約規則第29条の規定を適用する。
- xi 入札執行回数は1回限りとし、再度の入札は行わない。

（エ）入札の辞退に関する事項

- i 入札者は、入札参加資格審査に関する提出書類の提出後、上記（イ）に定める入札書受付開始日時前までの間に限り、契約課に入札辞退届（様式Ⅳ-4）を提出して提案書等の提出及び入札を辞退することができる。ただし、入札辞退届提出後は、撤回をすることができない。
- ii 入札者は、入札書の提出期間内で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、入札辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。ただし、電子入札システムにより入札辞退届を送信した後は、撤回をすることはできない。
- iii 入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ電子入札

システムによる ii の入札辞退届の送信もない入札者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。この場合においては、開札後、書面による入札辞退届を直ちに契約課へ提出すること。

(オ) 入札書の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- i 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した入札参加資格審査書類により入札参加を認められた者がした入札、その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ii 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上の代理をした者の入札
- iii 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- iv 上記（ウ） vi から viii までに示す条件を満たさない入札
- v IC カードを不正に使用した入札
- vi 3.2(1) x に定める資本関係、人的関係、その他入札の適正さが阻害されると認められる関係のいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち 1 者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効としない。

(カ) 予定価格

事業費全体の予定価格は、以下のとおりとする。

3,580,874,000 円

なお、各対価の上限価格及び各年度の支払上限額は、それぞれ以下のとおりとする。

表 4-2 サービス対価の上限価格及び各年度の支払上限額

区分	上限価格	各年度の支払上限額（割合）			
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
設計業務の対価	115,054,000 円	94%	3%	3%	—
建設業務の対価	3,461,320,000 円	0%	50%	50%	—
開業準備業務の対価 （市が必要と認めた業務に係る対価）	4,500,000 円	—	—	—	100%

上記の予定価格（上限価格）には、消費税及び地方消費税を含めていない。消費税及び地方消費税を加えた額は、3,938,961,400 円を超えないこと。

ケ. 提案書に関する事業者ヒアリング

市は、提案書の提案内容について確認が必要であると認められた場合は、説明を求めるため、入札者に対してヒアリングを行う場合がある。実施時期は、令和 8 年 1 月下旬を予定しているが、詳細な日程等については、後日、入札者の代表企業に連絡する。ヒアリン

グを行うにあたっては、企業名等が特定できるような服装及び行為のないよう留意すること。なお、提案書の評価において、ヒアリングの結果、内容が不適と認められた者は、失格とする。

コ. 開札

(ア) 開札日時

令和8年2月2日(月) 14時00分

(イ) 開札場所

姫路市役所東別館 1階 入札室

※ 開札に立ち会うことを希望する入札者は開札日の13時30分までに契約課に申し出ること。ただし、立会人数が多数となる場合は人数を制限する場合がある。

サ. 落札者の決定及び公表

市は、令和8年2月2日(月)に落札者を決定し、その翌日に市ホームページにおいて公表する。

5. 入札書類の審査

5.1. 審査に関する基本的な考え方

審査は、学識者等で構成する審査委員会にて行うものとし、審査の基準は、審査委員会で定める添付資料2「落札者決定基準」に規定する。審査委員会は、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれることがないよう、(仮称)道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例（令和5年姫路市条例第1号）第5条第5項に基づき、非公開とする。

5.2. 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式による制限付一般競争入札とし、入札説明書と併せて公表する添付資料2「落札者決定基準」に基づき、審査委員会が定性審査及び価格審査の結果等を総合的に審査する。

5.3. 落札者の決定及び公表

落札者を決定した場合は、入札者に対して、落札決定した旨を電子入札システムにより通知する。なお、結果及び評価の公表、落札者を決定しない場合の措置等は、添付資料2「落札者決定基準」による。

5.4. 審査結果及び評価の公表方法

審査結果及び評価は、令和8年2月中に市ホームページを通じて公表する。

5.5. その他

提出された提案書等は、返却しない。

6. 契約に関する事項

6.1. 選定事業者との契約手続き

市は、落札者を選定事業者とし、以下に示す契約（以下「事業契約」という。）を締結する。本事業は、電子契約による契約の締結はできない。落札決定後、市との契約締結までの間に構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。ただし、当該構成企業が代表企業以外である場合であって、契約締結予定日の前日までに代表企業から構成企業変更の申出を受けたときは、市と協議を行い、当該構成企業の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該構成企業の除外又は変更により、市が求める要求水準及び提案書の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られると市が認めた場合は、変更することができる。この場合において、契約締結予定日を変更することがある。

また、落札決定後において、選定事業者の構成企業のうち建設業務を担当する企業が、3.2. (2)イ. iiiに定める要件を満たす監理技術者の変更を希望する場合は、3.2. (2)イ. iiiに定める要件を満たしていることを確認するための書類を添えて、市に対して申出を行うことができる。この場合において、参加資格要件を満たしていることを市が確認した場合は、監理技術者の変更を認めるものとする。

表 6-1 選定事業者と締結する契約等

契約等	内容
基本協定	市と落札者が、基本契約等締結のために必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	選定事業者に本事業を一括で発注するために、市と選定事業者で締結する契約をいう。
設計業務委託契約	本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、市と設計企業が締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、市と建設企業が締結する契約をいう。
指定管理者基本協定	本事業における維持管理運営の実施のために、基本的事項等について市と指定管理者が締結する協定をいう。

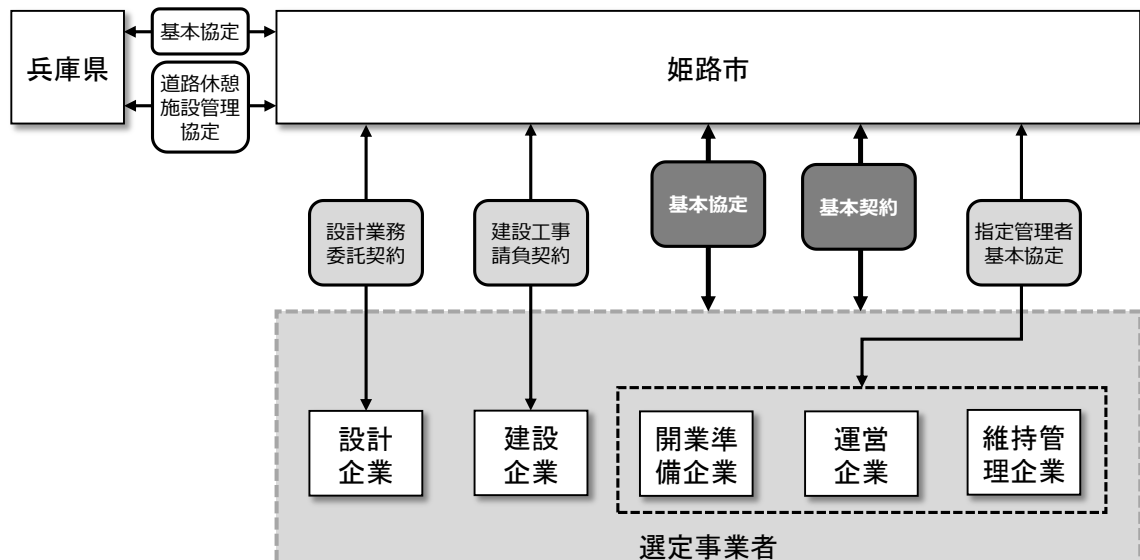


図 6-1 契約イメージ

6.2. 指定管理者の指定

市は、本道の駅の開業までの間に、開業準備業務を担当する企業、維持管理業務を担当する企業及び運営業務を担当する企業を地域振興施設（行政事務施設を除く）の指定管理者として指定する予定である。

6.3. 選定事業者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は基本契約上の地位及び権利義務を譲渡、又は担保提供その他の方法により処分してはならない。

6.4. その他

(1) 総価契約単価合意方式

本事業の建設工事請負契約の契約方式は、受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として、総価契約単価合意方式を採用する。

総価契約単価合意方式の実施に当たっては、以下に定めるもののほか、「総価契約単価合意方式実施要領（国土交通省）」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（国土交通省）」を準用するとともに、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。

単価個別合意方式の協議は、以下の方法により実施するものとする。

- ア 選定事業者は、造成実施設計及び市道谷外 89 号線道路詳細設計並びに建築実施設計の完了後、建設業務に係るサービス対価（什器・備品等調達設置に係るものを除く。）を積算するための細目（細別）ごとの数量の計測、計算結果等を示した数量計算書等を提出する。
- イ 市と選定事業者は、上記アで提出された調書に基づき、土木工事標準積算基準書（兵庫県土木部）、公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）を始めとする積算基準等に基づいて協議を行うものとする。
- ウ 協議開始の日から 14 日以内に協議が整った場合は、単価合意書を作成の上で合意するものとする。この場合には、単価表を作成の上、単価合意書に添付するものとする。なお、14 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、選定事業者に通知する。

(2) 共同企業体について

選定事業者の共同企業体の代表者は、工事着手までに共同企業体運営委員会を設置し、同委員会で決定した次に掲げる事項を記載した文書を提出しなければならない。

- i 共同企業体編成表
- ii 構成員各々の出資状況
- iii 下請業者の選定
- iv 諸規定
- v その他市が別途通知する事項

7. 市による実施状況の監視

7.1. 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、添付資料1「要求水準書」として提示する。

7.2. 選定事業者による品質の確保

選定事業者は、業務のサービス水準を維持するよう、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

7.3. 市によるモニタリングの実施

市は、選定事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び選定事業者が提案したサービス水準の達成状況等について、モニタリングを行うものとする。

7.4. モニタリング結果に対する措置

市によるモニタリングの結果、選定事業者が実施する業務のサービス水準が市の要求水準及び選定事業者が提案したサービス水準を満たしていないことが判明した場合、市は、改善勧告や事業契約の解除等の措置を行う。

8. 法制度上及び税制度上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

8.1. 法制上及び財政上の措置

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、措置を行うことができるように努めるものとする。

8.2. 財政上及び金融上の支援

現段階では、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していないが、選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、これらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

9. その他

9.1. 参加に伴う費用

参加に伴う費用は、全て入札者の負担とする。